

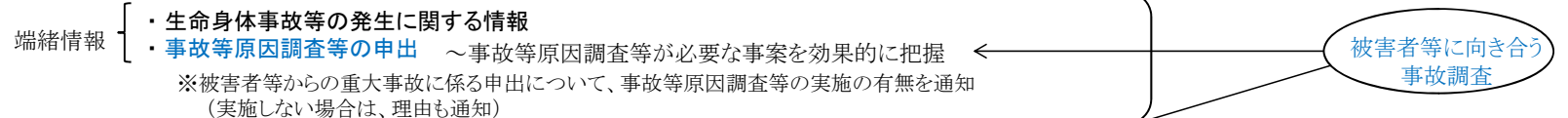
概要

消費者安全調査委員会の設置

- 【組織】
- 委員（7名・非常勤）（合議制の機関、委員は独立して職権を行使）
 - 臨時委員、専門委員（必要に応じて任命）
- 内閣総理大臣任命

- 【調査対象】 「生命身体事故等」
- ・生命・身体分野の消費者事故等 ～ 製品・食品・施設・役務を広く対象（運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く）
 - ・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する 必要性が高いもの
- ※法律施行前に発生した事故等も対象

【事故等原因調査等、提言のイメージ】



事故等原因調査等

● 事故等原因調査（自ら調査）

必要な限度において、調査権限を行使 ～ 必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等

【調査権限】 報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止

● 他の行政機関等による調査等の結果の評価等

他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見

○ 情報提供

被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供

○ 調査等の委託（実験・分析等を委託）

大学、民間団体の研究機関 等

※事故等原因調査等に応ずる行為や申出をしたことを理由とした不利益取扱いは禁止

発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

● 内閣総理大臣に対する勧告・意見具申

● 関係行政機関の長に対する意見具申

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令（すき間事案）

関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する勧告・命令 等